

高知工業高等専門学校共同研究取扱規則

制 定 平成16年4月1日
一部改正平成22年3月31日
一部改正平成25年3月14日
一部改正平成31年4月18日

(目的)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）における共同研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（以下「機構規則」という。）の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「共同研究」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本校において、独立行政法人国立高等専門学校機構以外の者（以下「外部機関等」という。）から研究者及び研究経費等を受け入れて、本校の教員が当該外部機関等の研究者と共同して行なう研究
- (2) 本校及び外部機関等において共通の課題について分担して行なう研究で、本校において、外部機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの

2 この規則において「共同研究員」とは、外部機関等において、現に研究業務に従事し共同研究のために在職のまま本校に派遣される者をいう。

(共同研究の受け入れの基準)

第3条 共同研究の受け入れは、外部機関等からの共同研究員、研究経費等の受け入れの申請に基づき、外部機関等の研究者と共同又は分担して研究を行うことにより、優れた研究成果が期待でき、かつ本校の教育研究上有意義であり、教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(共同研究の申請)

第4条 共同研究の申請をしようとする外部機関等の長は、校長に共同研究申請書（別紙様式1）を提出しなければならない。

2 外部機関等は、前項の申請書を提出する場合は、あらかじめ本校において研究を行なう教員（以下「研究担当者」という。）と共同研究の内容について、協議を行なうものとする。

(共同研究の受け入れ決定)

第5条 校長は、前条の共同研究申請書を受理したときは、その内容等を地域連携センター運営委員会に諮り、適当と認めるときは、受け入れを決定するものとする。

(受け入れ決定の通知)

第6条 校長は、共同研究の受け入れを決定したときは、所定の共同研究受入決定通知書（別紙様式2）により、外部機関等の長及び契約担当役に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、前条の通知を受けたときは、速やかに外部機関等と共同研究に関する契約を締結し、その旨を校長及び本校研究担当者に通知するものとする。

(共同研究員の研究指導料)

第8条 共同研究員の研究指導料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則取扱運営要領に定める額とし、月割り計算はしないものとする。

2 研究指導料は、共同研究の契約を締結後、直ちに納付しなければならない。

3 既納の研究指導料は、返還しない。

(共同研究に要する経費)

第9条 本校は、当該の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、その施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 外部機関等は、共同研究遂行のため、前項により本校が負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の直接経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という）並びに受入研究者指導料を負担するものとする。

3 間接経費の取扱いについては、別に定める。

4 本校は、必要に応じ予算の範囲内において、直接経費の一部を負担することができる。

5 共同研究遂行のため、外部機関等における研究に要する経費は、外部機関等が負担するものとする。

(共同研究における設備等の取扱い等)

第10条 共同研究に要する経費により、研究の必要上、本校において新たに取得した設備等は、本校の所有に属するものとする。

2 前項に定めるもののほか、外部機関等において新たに取得した設備等は、外部機関等の所有に属するものとする。

(研究場所)

第11条 本校の教員は、本校において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、外部機関等の施設において研究を行うことができる。

2 前項の場合において、教員が当該外部機関等の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張として手続をとるものとする。

(知的財産の取扱)

第12条 共同研究の結果生じた発明に係る知的財産の取扱いは、機構規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産取扱規則の定めるところによる。

(受け入れ後の変更等)

第13条 本校研究担当者又は外部機関等の長は、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要がある場合は、所定の共同研究中止・期間延長承認申請書（別紙様式3）により、校長に申し出るものとする。

2 校長は、前項の申し出が共同研究の遂行上やむを得ないと認めたときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、所定の共同研究中止・期間延長決定通知書（別紙様式4）により、速やかにその旨を外部機関等の長及び契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知に基づき、速やかに当該共同研究に関する変更契約を締結するものとする。

(共同研究の完了報告書)

第14条 研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究による研究の経過及び研究の成果等を記載した所定の共同研究完了報告書（別紙様式5）を、速やかに校長に提出す

るものとする。

- 2 校長は、前項の報告を受けたときは、速やかに共同研究完了通知書（別紙様式6）により契約担当役及び外部機関等の長に通知するものとする。

（研究成果の公表）

第15条 共同研究による研究成果は、公表を原則とし、公表の時期・方法について必要な場合には、外部機関等の長と校長が協議のうえ、行うものとする。

- 2 共同研究による研究の実施状況の公表については、前項に準じて取り扱うものとする。

（雑則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校民間等共同研究取扱規程（昭和60年6月20日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第9条第3項の規定にかかわらず、適用日前から継続している研究課題については、従前の例によることができる。

様式第1号 (第4条関係)

共同研究申請書

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

下記のとおり共同研究の受け入れについて申請します。

記

1 共同研究の概要

研 究 題 目					
研究の概要					
研究の特色・意義					
国内及び国外における研究の状況					
研 究 期 間		平成 年 月 日から平成 年 月 日			
研 究 組 織		氏 名	所属・職名	現在の専門	役割分担
民間機関等	共同研究員 (*派遣予定者)				
高知高専	研究担当者 (*研究代表者)				
	本校以外の研究実施場所等				
民間機関等の主な事業内容					
その他参考となる事項					

(注) 研究代表者には氏名に*印を付すこと。共同研究員派遣者には氏名に*印を付すこと。

2 共同研究に要する経費負担額

民間機関等が負担する直接経費の額	直接経費 円	間接経費 円	研究指導料 円	合 計 円
------------------	-----------	-----------	------------	----------

民間機関等が負担する直接経費の内訳	諸 謝 金 円	旅 費 円	研 究 費 円	計 円
-------------------	------------	----------	------------	--------

上記経費の積算内訳	区分	員 数	単 価	金 額	備 考
	【諸謝金】				
	【旅 費】				
	【研究費】 (以下内訳)				
	備品費				
	消耗品費				
	光熱水料				

3 民間機関等が提供する設備

名 称	型 式 ・ 名 称	数 量

4 2会計年度以上継続する共同研究の場合、民間機関等が負担する経費の全体計画

平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合 計
円	円	円	円	円

様式第2号 (第6条関係)

共同研究受入決定通知書

平成 年 月 日

殿

高知工業高等専門学校長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった下記共同研究は、審査の結果受け入れることに決定しましたので、通知します。

おって、本校契約担当役と当該研究に係る契約を締結してください。

記

研 究 題 目					
研 究 期 間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
研 究 組 織	区 分	氏 名	所属・職名	現在の専門	役割の分担
	高知工業高等 専門学校				
	民間機関等				
経費負担区分		直接経費	間接経費	研究指導料	計
民間機関等		円	円	円	円
直接経費負担区分		諸 謝 金	旅費	研究費	計
民間機関等		円	円	円	円
民間機関等が提供する設備等		名 称	形 式・仕 様		数 量
備 考					

共同研究受入決定通知書

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校契約担当役 殿

高知工業高等専門学校長

印

共同研究として下記のとおり受け入れを決定したので、通知します。ついては、共同研究に係る契約を締結してください。

記

相手方民間機関等					
研 究 題 目					
研 究 の 概 要					
研 究 期 間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
研 究 組 織	区 分	氏名	所属・職名	現在の専門	役割の分担
	高知工業高等 専門学校				
	民 間 機 関 等				
経費負担区分		直接経費	間接経費	研究指導料	計
民間機関等		円	円	円	円
直接経費負担区分		諸謝金	旅費	研究費	計
民 間 機 関 等		円	円	円	円
国 立 学 校		円	円	円	円
民間機関等が提供する設備等		名 称	形 式・仕 様		数 量
備 考					

様式第3号（第13条関係）

平成 年 月 日

中 止
共 同 研 究 承 認 申 請 書
期間延長

高知工業高等専門学校長 殿

住所
名称
代表者氏名 印

高知工業高等専門学校共同研究取扱規則第13条第1項に基づき、下記のとおり

中 止
共同研究を したいので申請します。
期間延長

記

- 1 研究題目
- 2 高知工業高等専門学校研究担当者氏名 申請者が外部機関の場合
（外部機関等の名称及び代表者氏名） 申請者が本校研究担当者の場合
- 3 当初の研究期間
- 4 中止年月日又は期間延長後の研究期間
- 5 中止又は期間延長の理由
- 6 その他（経費その他を記載）

様式第4号 (第13条関係)

平成 年 月 日

中 止
共 同 研 究 決 定 通 知 書
期間延長

名称

代表者氏名 殿

高知工業高等専門学校長

印

平成 年 月 日付けで契約を締結しました共同研究について、下記のとおり変更を決定しましたので、通知します。この研究に関する変更契約を締結して下さい。

記

- 1 研究題目
- 2 研究担当者氏名
- 3 中止年月日又は期間延長後の研究期間
- 4 その他（経費その他を記載）

様式第4号 (第13条関係)

平成 年 月 日

中 止
共 同 研 究 決 定 通 知 書
期間延長

高知工業高等専門学校契約担当役 殿

高知工業高等専門学校長
印

平成 年 月 日付けで契約を締結しました共同研究について、下記のとおり変更を決定しましたので、通知します。この研究に関する変更契約を締結して下さい。

記

- 1 研究題目
- 2 研究担当者氏名
- 3 中止年月日又は期間延長後の研究期間
- 4 その他（経費その他を記載）

様式第 5 号 (第 14 条関係)

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

研究担当者	所属	
	職名	
	氏名	印

下記のとおり共同研究が完了しましたので報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 外部機関等の名称及び代表者氏名
- 3 研究期間
- 4 研究の経過及び成果
- 5 研究に要した経費

様式第6号 (第14条関係)

平成 年 月 日

外部機関等の長
契約担当役 殿

高知工業高等専門学校長

共 同 研 究 完 了 通 知 書

平成 年 月 日付け契約の下記共同研究が、別添のとおり完了したので、通知します。

記

研究題目

※ (別添は、共同研究完了報告書 (写し))